

農業委員会からのお知らせ

■国から示された農業委員会の適正な事務実施要領に基づき、令和3年度の目標及び活動計画を抜粋して左頁で公表します。なお、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、ホームページでも確認できます。

農業委員会の年間活動計画

- 4月9日…総会
- 5月10日…総会
- 6月10日…総会、農地パトロール
- 7月9日…総会
- 8月10日…総会、利用状況調査
- 9月10日…総会、利用状況調査
- 10月8日…総会、非農地判断
- 11月10日…総会
- 12月10日…総会、利用意向調査
- 1月8日…総会
- 1月…料理講習会
- 2月10日…総会、点検・評価、目標計画の検討
- 3月10日…総会、点検・評価、目標計画の策定

毎月、総会を午後2時から開会しています。議事録も公表しています。
※日時は都合により変更することがあります。

農業者年金に加入しませんか？

- 「国民年金第1号被保険者」で「年間60日以上農業に従事」する「60歳未満」の人なら誰でも加入できます。
- 少子高齢化時代に強い年金です。
- 自分が積み立てた保険料と運用実績により将来受け取る年金が決まる積立方式の年金です。
- 保険料は自由に決められます。
- 月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に設定できます。
- 中途脱退や再加入は自由です。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 年金は生涯支給され、80歳前に死亡された場合は遺族に死亡一時金が支給されます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 支払った保険料は全額が社会保険料の控除の対象になります。

農業委員は地域の世話役、農家の相談相手です

農地とみなされる土地の権利移転・用途変更（転用）する場合、農地法の規程に基づき農業委員会または県の許可が必要です。審議する総会は毎月10日前後に開催していますので、申請は毎月20日までをお願いします。

転用の許可が下りるまでには半年程度かかる場合がありますので、早めに申請していただきますようお願いします。

転用手続きや農地のことについては、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進員または農業委員会事務局へおたずねください。



問合せ先 農業委員会 ☎75-4121